

平成31年度妊婦・乳児健康診査の単価変更について

平成31年度(平成31年4月から)の委託単価は次の通りとなります。

妊婦健康診査

妊婦1人当たり 14回計 101,000円(平成30年度:98,000円)

3月までに発行済みの母子手帳に含まれる受診票は旧券としてそのまま利用していただくこととなりますが、その際、各回の単価の改定に伴い対応する新券とみなして委託単価が精算されます。したがって4月以降は自己負担額が変わりますので、差額徴収の際にご注意ください。(※別表参照)

(例1) 4月以降に旧券の第1回(A券)を使用した場合 …

補助額は16,500円ではなく17,500円

(例2) 4月以降に旧券の第6・14回(C-2券)を使用して諸検査を施行した場合 …

補助額は7,000円ではなく8,000円

予防財団では、4月以降に使用された旧券は対応する新券とみなし、平成30年度(2018年度)の請求金額が記されていたとしても、新券に相当する委託料が支払われることとなります。

ご不明の点は各市町村にお問い合わせください。

乳児健康診査

6,315円(10月以降消費税増税の場合:6,432円)

別表

平成31年度(2019年度)妊婦健診委託料

妊婦健診の委託料

	券種	票種	現行公費負担(旧券)		平成31年度(2019年度) 公費負担(新券)	
			基本額	選択金額	基本額	選択金額
第1回	3	A	13,100	3,400	14,100	3,400
第2回	D	B	4,000	5,000	4,000	5,000
第3回	6	C-1	4,500		4,500	
第4回	E	B	4,000	5,000	4,000	5,000
第5回	7	C-1	4,500		4,500	
第6回	F	C-2	7,000		8,000	
第7回	G	C-1	4,500		4,500	
第8回	8	C-1	4,500		4,500	
第9回	H	B	4,000	5,000	4,000	5,000
第10回	K	C-1	4,500		4,500	
第11回	9	C-1	4,500		4,500	
第12回	L	B	4,000	5,000	4,000	5,000
第13回	M	C-1	4,500		4,500	
第14回	N	C-2	7,000		8,000	
委託料			74,600	23,400	77,600	23,400
合計			98,000		101,000	